

別表六(八)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		事 業 年 度	法人名	可
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)				
試 験 研 究 費 の 額	1	円	令和3年4月1日以後に開始する事業年度の場 合	15
控除対象試験研究費の額の計算	2		税 額 控 除 割 合 の 計 算	16
同上のうち特別試験研究費以外の額	3			
(1)のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	4			
控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	5			
増減試験研究費割合の計算	6		税 額 控 除 限 度 額	17
比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	7			
増減試験研究費の額 (1) - (5)	8			
増減試験研究費割合	9		調 整 前 法 人 税 額	18
平均売上金額 (別表六(十)「10」)	10	円		
試験研究費割合の計算	11		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の①」)	19
試験研究費割合	12			
試験研究費割合	13		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (23) - (24)	20
試験研究費割合	14			
試験研究費割合	15			21
試験研究費割合	16			22
試験研究費割合	17			23
試験研究費割合	18			24
試験研究費割合	19			25

「25」欄

一般試験研究費に係る税額控除（試験研究費の総額に係る税額控除）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第42条の4第1項」※1又は「第42条の4第1項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00637」※1又は「00657」※2
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

※1 令和3年旧措置法第42条の4第1項（区分番号「00637」）

令和3年4月1日以前に開始した事業年度

※2 第42条の4第1項（区分番号「00657」）

令和3年4月1日以後に開始する事業年度

別表六(八) 令三・四・一以後終了事業年度分